

せり や えん
芹が谷やまゆり園
じぎょうけいかくしよ
事業計画書

とうじしゃめせん しょう ふくしじつげん む
当事者目線の障がい福祉実現に向けて

～あなたの^{こころ}心の^{こえ}声に^{みみ}耳を^{かたむ}傾け、^{たが}お互いの^{こころ}心が^{かがや}輝くことを^{めざ}目指します～

【神奈川県より閲覧上の注意について】

この書類は、指定管理者の選定過程の透明性を確保し、また、県民の方々等に施設の運営方針等をご理解いただくために公表しているものです。

事業計画書の著作権は、著作権法にもとづき指定管理者に帰属しており、著作権法上認められた場合を除き、指定管理者に無断で複製・転用することはできません。

れいわ ねん がつ
令和4年3月

しんせい
グループ申請

しゃかいふくしほうじん どうあいかい
社会福祉法人 同愛会

しゃかいふくしほうじん しらねがくえん
社会福祉法人 白根学園

目 次

はじめに・・ 1

I サービスの向上

1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) ガバナンスの具体的なあり方 (組織による管理体制)・・・・・・・・・・ 6

(2) ガバナンスの具体的なあり方 (外部によるチェック機能)・・・・・・・・ 10

2 施設の維持管理

(3) 施設設備及び物品の維持管理能力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(4) 当事者目線に立った支援の具体的な内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4 事故防止等安全管理

(5) 日常時の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

(6) 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(7) 地域の拠点施設としての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

(8) 地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

II かんりけいひ せつげんとう 管理経費の節減等

6 せつげんどりよくとう 節減努力等

- (9) せつげんどりよくとう 節減努力等 25

III だんたい ぎょうむすいこうのうりよく 団体の業務遂行能力

7 じんてき のうりよく しつこうたいせい 人的な能力、執行体制

- (10) しつこうたいせい 執行体制 26

- (11) じんざいくせい かんが かた 人材育成の考え方 29

8 ざいせいてき のうりよく 財政的な能力

- (12) ざいせいじょうきょう 財政状況 30

9 しやかいこうけん コンプライアンス、社会貢献

- (13) コンプライアンス 31

10 じ こ ふしょうじ たいおう こじんじょうほう ほご 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- (14) じ こ ふしょうじ せつめいせき がいぶ じょうほうはっしん 事故・不祥事の説明責任 (外部への情報発信) 38

11 じつせき これまでの実績

- (15) かんり うんえいじょうきょうとう これまでの管理運営状況等 39

はじめに

～当事者と幸せをつくる共同運営にあたり～

誰もが個人として尊重され、その人らしい、希望する暮らしを実現するためにオール
神奈川を実現する第一歩として共同提案・共同運営を行い、地域共生社会を目指します。

また、二度と津久井やまゆり園事件を起こさせないためにも当事者と職員が一体となり暮ら
す場として、監視カメラ、居室施設、身体拘束等に頼った県立施設特有の支援ではなく、相互
の人間関係を軸にした支援を目指します。

神奈川県知事は「当事者目線の障がい福祉実現宣言」（以下、宣言）を県民に向けて発信
しました。宣言のサブタイトルは「あなたの心の声に耳を傾け、お互いの心が輝くことを
目指します」でした。宣言では、「あなた」という二人称をもちいて、一人ひとりの当事者に
話しかけています。津久井やまゆり園事件を二度と起こさないために、県政が辿り着いた結論
が、当事者に本当の気持ちを聴くことでした。

「私たちのことを私たち抜きに決めないで！」「Nothing about us without us！」を
合言葉に世界中の当事者が声をあげ行動を起こし「障害者権利条約」を実現させることと
合致しました。

障害福祉は当事者の幸福をつくるために存在し、その実現に向けて、私たちの社会はあ
らゆる手立てを尽くさなければなりません。

県政は事件がなぜ生じたのかを追い求め、2020年1月に「津久井やまゆり園利用者
支援検証委員会」、同年7月に「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」
を設置しました。「園・利用者」から「障害者支援施設・利用者目線」と委員会での検討
課題が変わりました。

さらに、2021年7月に発足した「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」
の設置へと転換し、「社会・当事者目線」を検討課題として11名の委員会構成に当事者3名
が就任しました。

この委員会は「私たちのことを私たち抜きに決めないで！」「Nothing about us without
us！」を実現する場となっています。

宣言は、事件を二度と起こさないためにも、当事者の心の声を受け止めた障がい福祉の
実現の必要性を具体的に提起しています。

(1) 虐待は絶対に認めない。

行動障がいのある人たちが望む暮らしは、居室施設や身体拘束をされることではありません。生き難さを抱えている人の心の声に耳を傾け、当事者が望む暮らしを実現するための支援。

(2) (当事者は誰もが) 障がい者である前に、人間である。

(3) 人間の尊厳と権利を大切にしたい個別の支援を実現する。

(4) 施設は終の棲家ではなく、地域の仲間たちと一緒に暮らしていくための準備をする場である。

当事者が排除されない社会をつくるためには、私たちが関わる障がい福祉の実践現場から積み上げていくことが大切です。どんなに重い障がいがある人でも、人間としての意思があるのです。

2021年3月の横浜地方裁判所による判決では、施設における不適切な支援について言及されていました。元職員が何故あのような歪んだ主張を抱き19名の命を奪ったのかということについて、障がい福祉に関わる私たちにとって他人事ではありませんでした。

現在、県の津久井やまゆり園再生基本構想に基づいて、施設利用者の意思決定支援が導入され、身体拘束・居室施設に頼った支援等の環境見直しがおこなわれました。それ故に、事件を二度と繰り返さないためにも、判決直後の運営法人によって事件当時の支援の再検証と公表がおこなわれ、広く障がい当事者と施設関係者との間で共有されることが望まれていました。

事件で命を奪われた当事者の方々の中には、30年以上の長期間、園での生活を送っていた方が複数いました。家族の願いは、「我が子にとって施設が終の棲家になってほしい」でした。かつては家族にとっては施設に預ける以外の選択肢がイメージできませんでした。地域生活を営むためには、頼れる人が多くいること・安心できる場所が地域にあることが重要で

す。人は誰でも個別的存在であるとともに社会的な関係性の中に存在しています。地域で一人ひとりが孤立しない支援を実践課題としなければなりません。

誰もが個人として尊重され、その人らしい、希望する暮らしを実現するために、私たちが当事者と協働することで、相互に心輝く障がい福祉となります。そのためには、障がい者福祉の支援関係が開かれていくことが絶対条件です。支援の関係性が透明であり、当事者、職員相互の意見交換が大切です。

共同提案は、法人・施設の枠を越えて協力協働の中で実践される支援の関係性が、共有されやすいものとなり、宣言を具現化させる取り組みとなります。

今現在、芹が谷やまゆり園で暮らしている60名の障がいのある仲間たちの幸せを実現することが運営に応募する本意です。しかし、現実の施設支援における当事者と運営者の関係の非対称性が、この制度にも存在しています。当事者が管理者を選ぶことができないという絶対的な現実が厳然としてあります。「Nothing about us without us!」を拒む壁です。

私たちはこのような現実的矛盾の中から、「どんな障がいがあっても、支え合い、愛と思いやりにあふれ、みんなのいのちが輝くともに生きる社会」（宣言）の実現に向けて歩き続けます。芹が谷やまゆり園の運営は、宣言を具体的なものとする障がい福祉の営みであり、津久井やまゆり園事件を超えていく証としなければなりません。そのためには、オール神奈川の取組みが不可欠です。「Nothing about us without us!」の意志を、当事者の当然の権利として受け止めることができる障がい福祉圏域づくりを始めます。

じ　ぎょう　けい　かく　しょ
事　業　計　画　書
 せり　や　えん
 (芹が谷やまゆり園)

ほうじんとう　めいしょう 法人等の名称	しゃかいふくしほうじん　どうあいかい 社会福祉法人　同愛会
だいひょうしゃ　しめい 代表者の氏名	りじちよう　たかやま　かずひこ 理事長　高山　和彦
しんせいしゃ　しゅ 申請者の主たる じむしょ　しょざいち 事務所の所在地	〒240-0051 よこはまし　ほ　ど　が　やく　かみすげたちよう　かなくさざわ　ほうじんとう　きじゅうしょ 横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1749（法人登記住所）
でんわ　ばんごう 電話番号	045-373-9661
ファクシミリ　ばんごう 番号	045-382-3089
メールアドレス	s-sasaki@douaikai.com
たんとうしゃ　めい 担当者名	ささき　しんや 佐々木　真哉

きさいようりょう
【記載要領】

- ぼしゅうようこう 5 (1) せんていきじゆんおよ かくさんこうしりょう ふ さくせい
募集要項 5 (1) 選定基準及び各参考資料を踏まえて作成してください。
- こうもく きさい
項目ごとに、記載のポイントを踏まえて作成してください。
- きさいらん かぶそく ばあい てきぎらん ついか つ べっし てんぶ
記載欄が過不足する場合は、適宜欄を追加する、詰める、別紙で添付するな
どしてください。
- べっし てんぶ ばあい むね きさい
別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。
(きさいれい べっし さんしょう
記載例：別紙 1 参照)
- しゃしん ず ひょう しょう しんせいしゃ ていあん
写真、図、表を使用するなど、申請者として提案ポイントがわかるように
さくせい
作成してください。

I サービスの向上こうじょう

1 指定管理業務実施に当たっての考え方、運営方針等

(1) ガバナンスの具体的なあり方（組織による管理体制）

＜運営法人 理念・基本方針＞

社会福祉法人同愛会 理念 『人生（存在）への支援・援助』

＜基本方針＞

- ・法人は、利用する人たちのQ O L（人生の質）を高める仕事を創る
- ・法人は、利用者に関わる人たちのニーズに応える仕事を創る
- ・法人は、職員が仕事を通して自己実現を図る組織を創る
- ・法人は、福祉文化の担い手として、地域に貢献し、地域と共に生きる
- ・法人は、利用者とともに社会参加を実現する活動・生産を創る
- ・法人は、障がい当事者運動を支援する

社会福祉法人白根学園 理念 『知識より 信仰より 愛を以て 第一となす』

＜基本方針＞

- ・人としての尊厳を守ります
- ・人権を擁護します
- ・利用者の意思を尊重し、利用者の立場に立った支援を行います
- ・社会の一員として活動に参加でき、安心できる暮らしの実現に努めます
- ・サービスの点検を行い、利用者に対して有効かつ適切な支援を行います
- ・職員としての専門的役割と使命を自覚して行動し、日々研鑽に努めます

(ア) 芹が谷やまゆり園 運営方針

社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園の理念・基本方針は誰もが個人として

尊重され、その人らしい、希望する暮らしを実現することを反映する理念です。

同時に、当事者目線の障がい福祉実践も反映し、社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園の共同運営はオール神奈川を実現する第一歩となります。共同運営を行うことで、地域共生社会を実現するための組織作りを行います。

- ① 生き難さを抱えていても、当事者の生き生きとした姿を通して、社会の隅々まで照らし、希望ある社会を創ります。
- ② 当事者性を重視し、当事者と当事者に関わる全ての人が持っている無限の可能性を実現・追求します。
- ③ 当事者性を重視し、当事者と当事者に関わる全ての人の幸福を実現・追求します。

(イ) 共同運営の概要 ※別紙1 参照

- ① 代表 法人 : 社会福祉法人 同愛会 理事長 高山 和彦
- ② 共同運営法人 : 社会福祉法人 白根学園 理事長 三木 健太
- ③ 施設 長 : 斎藤 喜美夫

(ウ) 当事者との協働運営

- ① 障がい当事者による自治会の設置・運営
- ② 当事者による職員に向けた当事者目線のメッセージ講演 ※別紙2 参照
- ③ 当事者によるピアカウンセリングの実施
- ④ 職員が虐待をしないという誓約書を自治会代表に提出 ※別紙3 参照
- ⑤ ピープルファースト横浜との連携・研修会 ※別紙4 参照
- ⑥ ピープルファースト横浜による職員面接の実施
- ⑦ 虐待防止委員会への当事者の参加
- ⑧ 暮らし方検討委員会への当事者の参加

(エ) ご家族の意見を反映する体制の構築

- ① 当事者とご家族の気持ちをしっかりと受け止めて、思いなどを丁寧に聴くことを心に留めて信頼関係を築き、年齢に関係なく当事者一人ひとりの「将来の夢」をご家族と

共有し、その実現に向けて、共に歩んでいきます。

- ② ご家族との日頃からの意思の疎通を図ることを大切にしていきます。
- ③ 保護者会と、施設の方針だけでなく、広く社会全体の情報などについても情報共有し、意見交換をしていきます。
- ④ 保護者会と丁寧に協働していきます。

(オ) 専門性に裏付けられた組織体制

① 委員会等

<権利擁護委員会>

誰もが個人として尊重され、その人らしい、希望する暮らしがどのようにしたら実現できるか当事者と職員で話し合います。(月1回)

<虐待防止委員会> ※別紙6参照

当事者の気持ちに耳を傾け、誰もが安心して豊かな生活が送れるように話し合います。(月1回)

<事故防止委員会>

当事者と職員の事故を防ぐことを目的とし、日常的なインシデント報告を毎月上げ、事故防止に努めます。また、事故が発生した場合の検証と改善を共有していきます。(月1回)

<センター方式委員会> ※別紙6参照

当事者一人ひとりの希望する暮らしを職員間で共有し、支援に役立てていきます。(月1回)

<暮らし方検討委員会>

職員目線の安心と安全を理由に、当事者の人生の可能性を狭めないためにも、当事者を交えて、「暮らし」を検討していきます。(2か月に1回)

<事例検討会>

アセスメントを職員間で共有し、当事者への理解を深めることで、職員と当事者がお互いの可能性を広げていきます。(月1回)

② プロジェクト

<ソーシャルファーム>

当事者が施設の外に安心できる場所・職員以外に頼れる人が多く存在する活動場所をつくっていきます。既に多くの居場所が点在しており、その結果地域移行が実現しています。

(カ) 組織として、自らの支援を検証する体制の構築

職員は日常的に丁寧な記録記載と引継ぎを行いながら、職員間における共有と各リーダー職、サービス管理責任者、管理職により、記載内容の把握に努めます。記録は以下を留意します。

- ① 当事者と職員の心の動きが見える記録づくり
- ② 暮らしの在りようが見える記録づくり
- ③ 当事者の心身の変化にかかわる特記事項

(キ) 虐待事案や不祥事が発生した場合の改善

虐待防止法に則り対応し、以下のように改善します。

- ① 事実確認
管理者による関係者への事実確認
- ② 状況の見える化と共有
適切な状況判断/周知/謝罪
- ③ 原因究明
システムエラー、ヒューマンエラーの判別
- ④ 再発防止策
内部監査/内部通報/虐待通報の徹底/当事者の声を聴く

(ク) 現場職員の労働環境が適法に維持される体制の構築

職員の仕事に対する意識や課題認識を把握し、職場環境の改善や業務改善につなげていくために、全職員を対象に「職員満足度調査」を実施します。そして、職場環境の整備、長く安心して働くための制度づくりをします。

既に、社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園では、労働環境適正化に向けた複数の実施内容として、満足度調査、ストレスチェック、産業医相談、メンタルヘルスケア相談員の設置、あんしんWork、産休・育休制度、介護休暇制度、その他福利厚生

じゅうじつ あ
充実が挙げられます。

(ケ) ハラスメント対策 ※別紙8 参照

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント およ 妊娠・出産、育児・介護
休業等に関するハラスメントについての窓口の設置と、ハラスメント防止研修への参加。

(コ) 業務委託

①業務委託により、利用する当事者の暮らしの権利（身の回りの掃除や洗濯を自分で行えること、自主性）を奪うことのないように配慮します。

②業務委託を通して当事者の更なる暮らしの広がりをつくります。

(例1) 日中活動において、支援員が支援に集中する為、支援に関わらない業務を委託することで日中活動がより広がり活動の専門性を担保できるようにします。

(例2) 英会話、茶道、絵画等の教室に業務委託することで、支援員は、当事者への支援に集中し、誰もが参加可能にすることが出来ます。

(例3) 農福連携。

③障がい者雇用を行い、施設利用者以外の当事者の働く機会をつくります。

④地域性と適正金額を配慮します。

(2) ガバナンスの具体的なあり方（外部によるチェック機能）

日頃から社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園では、日中活動の一環として、地域の清掃や古紙回収のボランティアや地域イベント等の参加を日常的にしています。また、施設の所で、食事、散髪、買い物等を日常的にして、地域の人たちと触れ合っています。地域の人たちも日常的に施設へ出入りします。

この様にして、風通しの良い施設運営に向けた取り組みを実現しています。この実績を芹谷やまゆり園においても実施することにより、身近な第三者によるチェック機能を日常的に果たします。

(ア) 具体的な仕組みと連携方法

風通しの良い施設運営を行う為、当事者による職員面接、第三者委員に定期訪問を通

した職員しよくいんの支援姿勢しえんしせい、施設運営しせつうんえいについてのチェックいらいを依頼かながわけんちてきします。また、神奈川県知的障害施設団体連合会しょうがいしせつだんたいれんごうかいや横浜知的障害関連施設協議会よこはまちてきしょうがいかんれんしせつきょうぎかいの会議かいぎや研修会けんしゅうかいへの参加さんか、Yネット（よこはま福祉ネットワーク）ふくしへの加盟かめいや関係機関かんけいきかんを交えてのケースカンファレンスまじも率先そっせんして実施じっしします。

特に横浜とく よこはまの施設しせつとして、Yネットの活動かつどうは、オンブズパーソンうの受け入れいだけでなく、ネットワーク活動かつどうとして市内しなの加盟施設かめいしせつやOPネット（オンブズパーソン活動かつどうをする組織そしき）とのネットワーク活動かつどうの中で、「利用者勉強会な」も含めり色々りようしやべんきょうかいな立場ふくからお互いいろいろに関わるたちばことで、Yネットたがに加盟かかする誰かめいもが第三者だれとしての視点だいさんしやを持つしてんことになるため、Yネットには積極的せつきよくてきに加盟かめいしていきます。

(イ) 要項ようこう ※別紙9 参照べっし さんしやう

社会福祉法人同愛会しゃかいふくしほうじんどうあいかい 苦情解決規程くじょうかいけつきていに基づきもと、外部がいぶによるチェックゆうこうを有効ゆうこうにします。

(ウ) チェック機能きのうの体系たいけい

①組織そしきについては、内部監査ないぶかんさおよ及び、福祉サービスふくし第三者評価だいさんしやひやうか

②職員しよくいんについてはピープルファースト横浜よこはまによる個人面接こじんめんせつ

③当事者とうじしやについては第三者委員だいさんしやいいんによる個人面接こじんめんせつ

④職員しよくいんと当事者とうじしやそれぞれに、Yネットによる訪問・相談ほうもん そうだん

⑤苦情受付担当者くじょううけつたんとうしやおよ及び苦情解決責任者くじょうかいけつせきにんしやの設置せっち

⑥当事者とうじしやが、施設しせつの外そとに出てボランティア活動でや町内会かつどう等ちやうないかいとうに参加さんかすることで地域ちいきの中で評価なを受けられるようにしていきます。

⑦日常的な、職住分離にちじやうてきを実施しよくじゅうぶんりすることで、内外じっしの多くないがいの人おおからの意見ひとを得られるようにしていきます。

2 施設しせつの維持管理いじ かんり

(3) 施設設備及び物品しせつせつびおよ ぶつびんの維持管理能力いじ かんりのうりよく

(ア) 居室施設きょしつせじやう、身体拘束しんたいこうそくに頼らない暮らしたよ（地域移行くに繋げる暮らしちいきいこう）として、当事者つなと

職員しよくいんが共に協力ともし合いきやうりよく、できる範囲あ内で整理整頓はんい、清掃せいりせいとんを実施せいそうする。

- (イ) 防犯カメラや施錠のみに頼らず、地域住民を始めとして、多くの方が出入りし易い施設運営を通して安全を確保していきます。
- (ウ) 防犯カメラの再生に関する権限を明確にし、当事者のプライバシーを守ります。
- (エ) 業務委託を実施する際には、適切な運用且つ目的が達成されるように仕様書を作成します。また業務委託実施内容と仕様書について定期的に見直します。
- (オ) 健康状態や障がいの状態を適切に把握し、当事者一人ひとりに合った介護用品や設備になっているかを日常的にチェックします。
- (カ) 購入先業者や専門家に定期メンテナンスを依頼します。
- (キ) 職員により日常点検を行います。

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(4) 当事者目線に立った支援の具体的な内容

(ア) 当事者と職員が一体となる施設運営

共同運営法人として、私たちは当事者と職員が一体となる施設運営を行います。

当事者の多くは、生れ育った家や地域で暮らすことを望んでいます。少なくとも入所施設で暮らすことは望んでいません。しかし様々な理由で、入所施設での生活を送らざるを得ない当事者が居て、再び仲間の居る地域へ戻る準備をする場所が、これからの芹が谷やまゆり園の一つの機能となります。

当事者本人の思いに寄り添い、誰もが個人として尊重され、その人らしい、希望する暮らしを実現する場所（施設）にします。

(イ) 当事者が参加する施設運営

- ① 障がい当事者による自治会の設置・運営
- ② 当事者による職員に向けた当事者目線のメッセージ講演
- ③ 当事者によるピアカウンセリングの実施
- ④ 職員が虐待をしないという誓約書を自治会代表に提出

- ⑤ ピープルファースト横浜との連携・研修会
- ⑥ ピープルファースト横浜による職員面接の実施
- ⑦ 虐待防止委員会への当事者の参加
- ⑧ 暮らし方検討委員会への当事者の参加

(ウ) 通過型施設としての運営の徹底（地域移行当事者 800人）

現在社会福祉法人同愛会が運営しているてらん広場は、平成4年に70名定員の入所施設として、開所した時の当事者の平均年齢は34歳でしたが、現在は29歳と若返っています。

29年間で約300人の人達が地域へ戻った実績が平均年齢を若返らせています。地域移行した9割が支援区分5～6であり、当事者を取り巻く環境ゆえに法を犯してしまった人たち、強度行動障がいと呼ばれている人たちも再び地域で暮らす事が出来ています。グループホームの数にすると84ヶ所に及んでおり450人を超える人達の暮らしをバックアップしています。

一方で更に歴史の長い社会福祉法人白根学園では、創立以来、入所施設は一生過ごすところではない、という方針の下、当事者に目的をもって暮らしてもらい、その後は再び家庭等へ戻れる様に支援してきました。当事者の望み通り自宅に戻っていく方もいれば、一人の大人として家族とは一定の距離を保つ生活が心地良いと思い、家族もまた我が子が自立できることを喜び、後押しするケースが増えて行きました。結果として昭和60年代以降より自宅には戻らず毎年5～6人ずつグループホームに移行するようになりました。法人全体では平成11年以降は毎年4ホーム、20人程度ずつグループホームへ移行するなど、法人でも積極的にグループホームへの希望者に応えるようにホーム開所数を増やしました。施設からグループホームへ移行し、更にグループホームから一人暮らしに移行する方もいます。現在社会福祉法人白根学園では50か所のグループホームで、269名の人達の暮らしをバックアップしています。これまで延べ500人を超える方たちが入所施設の暮らしから、グループホームや一人暮らしに移行して行きました。この方たちは決して障がい「軽かった」から移行できたわけではありません。地域の中でも暮らしていけるような仕組みを当事者と職員が共に考え、生活のスタイルなど色々工夫を重ねた結果です。

① 施設機能 (通過型)

津久井やまゆり園から社会福祉法人同愛会に転居された当事者の事例を通して、通過型施設としての実践について紹介します。

<Aさん>

津久井やまゆり園に入所する前は1.5kmの道のりを単独通学し、英会話を楽しんでいた女性がいました。その後、津久井やまゆり園での暮らしの中で、17年間拘束され、言葉を失い、何もできない想いのない人として扱われ、辛い入所生活を強いられました。その女性は、事件後に同施設を退所し、てらん広場に転居し、転居したその日から拘束のない暮らしが始まり、2ヶ月後にグループホームへ地域移行することができました。3ヶ月後にはホームの仲間と職員と共に、公共交通機関で石和温泉に行きました。翌年には、ディズニースーツに宿泊し、誰よりもはしゃぎ、アトラクションを楽しみました。

上記の変化について、意思決定支援会議の場で長期間の拘束生活が続いた理由は、語られることはありませんでした。

<Bさん>

津久井やまゆり園の開かずの6寮で部屋に閉じ込められ生活していた男性Bさんは、原因不明の大きな怪我を負いました。その結果、虐待からの保護を目的とした措置により、てらん広場で暮らすことになりました。現在は、企業が経営するリサイクルセンターにてフルタイムで働いています。一生涯労働とは縁がないと思っていた家族にとっては想像外のことでした。「なぜ」Bさんにこのような変化が生じたのか、家族にとっては不思議でした。ところが、この不思議の「なぜ」を追求する場である意思決定支援会議は開催されないまま現在に至ります。

何故Aさんの地域移行、Bさんの豊かな暮らしが実現したのかを説明します。

② 有期限有目的

ゆうきげんゆうもくてき にゆうしょ とうじしゃ さいしょ りようもくてき しせつしよくいんがわ かくにん なつとく
有期限有目的として、入所する当事者は最初に利用目的を施設職員側と確認し、納得した
うえ りようけいやく むす にゆうしょせいかつ にゆうしょ とうじしゃ しせつがわ やくそく
上で利用契約を結び入所生活が始まります。つまり入所する当事者と施設側には約束と
ごうい かなら そんない しせつ とうじしゃ のぞ く じつげん
合意が必ず存在するということです。施設は、当事者にとって望む暮らしを実現させるため
の場所になります。誰でも地域で暮らせるのです。

③アセスメント目的

いっぱんてき きほんじょうほう けんこう じょうきょう かだい きほんてきせいかつしゅうかん
一般的にアセスメントは、「基本情報」「健康の状況」「課題」や「基本的生活習慣」
しゃかいできせいかつ かつどう たいじんかんけい じょうほうとう とうじしゃ かん じょうほう
「社会的生活・活動」「コミュニケーション・対人関係」の情報等、当事者に関する情報の
はあく をしていくことですが、アセスメントの目的は「アセスメントを通して当事者と職員が
お互いに認め合う為の自由と対等を得ることです。」

<Cさん>

つくい えん ひろぼ たいけんりよう だんせい じぶん いし げんご
津久井やまゆり園から、てらん広場に体験利用した男性Cさんは、自分の意思を言語として
ひょうげん い ひろぼ たいけんりよう さい
表現できないと言われていました。そのようなCさんが、てらん広場へ体験利用した際に、
Cさんの望むことについてやり取りをしたときに、Cさんは親孝行がしたいと明確に言語で
あらわ えいぞう み りょうしん つくい えんしよくいん きょうがく たいけん とお
表しました。その映像を観た両親、津久井やまゆり園職員は驚愕しました。体験を通し
て、現在ではてらん広場で暮らしていますが、言語が増えたことに両親は喜んでます。今暮
らしている仲間の中で、冗談を言うムードメーカーの一人です。
つくい えん ひろぼ すがた ちが りゆう ちが
津久井やまゆり園とてらん広場でのCさんの姿が違う理由は、アセスメントの違いです。
しつかりとアセスメントすることで、本来のCさんと私たちは出会うことができました。

④真の意思決定支援

ほんとう い しけつていしえん やくそく ごうい
本当の意思決定支援とは、「約束と合意」です。

Aさん、Bさん、Cさんが、それぞれの新しい暮らしで、自分らしく生き生きと暮らすこ
とが出来ている理由の一つは、約束です。当事者たちは、施設入所する際に自分の人生がど
のようになるのか不安を抱きます。そして、どのようにしたら不安を乗り越えられるのか
かのうせい かん しよくいん とうじしゃ よ そ きも か
可能性を感じたいのです。だからこそ、職員は当事者に寄り添い、気持ちを交わしながら、
とうじしゃ たいせつ なかま ちいき もど いっしょ あゆ やくそく か けつか
当事者にとって大切な仲間がいる地域へ戻れるように一緒に歩む約束を交わします。結果、

もくてき なつとく とうじしゃ ひと ほんげん と もど じしん も く でき
目的に納得した当事者は、人としての尊厳を取り戻し、自信を持った暮らしが出来るようにな
ります。

⑤ 職住分離

ほごしゃ そだ なか はや にゆうじき しょう とくせい そだ がた ほんにん い がた
保護者が育てる中で早くは乳児期から障がい特性ゆえに育て難さがあり、本人は生き難さ
をかか けつか く なか かつどう さんか きよくたん へ かか ひと へ けつかてき
を抱えた結果、暮らしの中での活動への参加が極端に減り、関われる人も減り、結果的に
ちいき す とき りよう え ぼしよ にゆうしよしせつ
地域で過ごせなくなった時に利用せざるを得ない場所が入所施設です。言うなれば行き場を
うしな さいご とりで
失った最後の砦です。

よう かんが ぼあい しょうじゅうぶんり かんない どういつしきちない ぼしよ いどう
この様に考えた場合、職住分離とは、館内や同一敷地内の場所を異動することではな
く、行き場を失った当事者に、「頼れる人が多くいること・安心できる場所が地域にあるこ
と」をつくり出していくことが職住分離になります。

(エ) 権利擁護

<Dさんの支援を通して>

じどうしせつ せいじんしせつ へ にゆうきよ じよせい なが あいだ はげ
児童施設から成人施設を経て、グループホームに入居した女性Dさんは、長い間、激しい
うつ そうじょうたい く かえ にゆうたいいん ひ せいかつ つづ
鬱と躁状態を繰り返し、入退院や引きこもりの生活が続いていました。職員が根気強くD
さんの ころろ ささ しょうじゅうぶんり つづ ひ けつこん だんせい であ うことが でき
心の心を支えるように支援を続けました。ある日、結婚したい男性と出会うことが出来ま
した。しかし、離れて暮らすDさんの家族は、Dさんの声に耳を傾けてくれません。

りゆう ちてきしょう びずか
理由は知的障がいがあるから難しいということでした。Dさんは家族に何度も自分の気持
ちはな 話をしましたが、認められませんでした。ふたり つよ いし ほんちよう ため しょういん そしき
二人の強い意志を尊重する為に、職員が組織
として 応援体制を組みました。Dさんは自分の手で願いを叶えられるように、苦手な掃除等に
おうえんたいせい く じぶん て ねが かな にがて そうじなど
取り組み、結婚に必要な生活のスキルを上げることに専念しました。一方で相手の男性は
しょうがいしゃこよう しょうろう ちいき しょうじゅうぶんり う とうきよ
障害者雇用で就労しました。そして地域で支援を受けながら、いつでもDさんと同居できる
ようにアパートを借りて単身で暮らしはじめました。二人はきちんと両家親族の理解を得た上
で けつこん ねが げんざい
結婚したいと願っていました。そして現在、Dさんはグループホームで暮らしながら、
しゅうまつ だんせい とま い しゅうまつこん かたち つづ じっせき つ
週末だけ男性のアパートに泊りに行き週末婚のような形を続けながら実績を積んでいくこ
とで しょうけい しんぞく りかい すず ゆめ じつげん む しょういん いっしょ と く
両家の親族の理解が進むよう、夢の実現に向けて職員と一緒に取り組んでいます。

けんりようご しょういん とうじしゃ おうえんだん とも あゆ しせい しょういん
権利擁護は、職員が当事者の応援団となり共に歩む姿勢です。これからも職員がDさんの
おうえんだん つづ かぎ じんせい おうか でき しん
応援団であり続ける限り、Dさんは人生を謳歌することが出来ると信じています（もちろん

あいて だんせい しょうらい あたら かぞく
相手の男性も、将来の新しい家族も・・・)。

(オ) 事業実施方針 (日中活動の多様な展開)

入所施設は単独では存在できません。入所施設単独での支援では、当事者の人生は閉ざされてしまいます。より多くの活動の場があり、より多くの人と接する機会を得て、当事者一人ひとりが、それぞれのやり甲斐や、楽しみ、生きがいを見出すことができます。いつか施設を退所して地域移行した時に、日中の営みはとても大切になります。依存先を多くつくることで、生活は広がります。

芹が谷やまゆり園で暮らしながら、施設の外で様々な活動に参加できる機会をつくりまします。社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園の日中事業所は港南区、保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、泉区、磯子区、金沢区、中区、緑区、都筑区、港北区、栄区、鶴見区に点在し、体験利用が可能です。更に両法人以外の横浜市内の事業所に通所することも可能です。一般企業に実習に行くことも出来ます。両法人とも横浜市から委託を受けている二次相談支援機関としての機能、指定特定相談支援による間接的な支援も含め、当事者一人ひとりが多様な選択ができる様にバックアップします。また、ライフサイクルに応じた日中活動先(仕事、療育・余暇中心の活動場所)を選択することも出来ます。

(カ) 当事者目線の支援の取組について広報・PR活動

共同運営を通して、社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園は、当事者運動を全面的に支援します。同時に、支援する側と支援を受ける側という壁を越えて、当事者と職員が共に歩む方針で運営します。特に、当事者運動の支援者の育成については、当事者の協力が不可欠です。

<当事者との協働運営>

- ① 障がい当事者による自治会の設置・運営
- ② 当事者による職員に向けた当事者目線のメッセージ講演
- ③ 当事者によるピアカウンセリングの実施
- ④ 職員が虐待をしないという誓約書を自治会代表に提出
- ⑤ ピープルファースト横浜との連携・研修会
- ⑥ ピープルファースト横浜による職員面接の実施

⑦ 虐待防止委員会への当事者の参加

⑧ 暮らし方検討委員会への当事者の参加

上述する当事者との協働運営の実践を、法人ホームページに掲載していきます。

(キ) 手話言語条例への対応

① 「手話推進計画」や「手話の普及」について、芹が谷やまゆり園においては、手話講師を招き当事者と職員と一緒に楽しく学べる手話勉強会を開催します。研修というよりクラブ活動の様に楽しむことを最初の目標にします。また、難しい方についても、マカトン法（手指による動作表現）勉強会として行います。両法人内の当事者のご家族や職員の中には有資格者もいます。

② ろう者を雇用する場合は、タブレット等の導入により、適切な配慮を行います。

③ 当事者を受入れる場合は、ご本人の障がい特性に合わせて適切な配慮を行います。

(ク) 自主事業

① 複合施設の再構築と一体的取組（施設外活動への参加、農福連携、企業とのタイアップ）

② 地域貢献活動（子ども食堂、ふれあい収集、買い物支援、喫茶店）

③ 自主製品（手工芸品・緩衝材・菓子、パン）販売

④ 地域ボランティア活動（助け合い、地域活性化への協力）

⑤ 就労支援センター、横浜市二次相談、自立生活援助事業、

横浜市自立生活アシスタント事業、居宅・移動支援事業

高齢者見守り支援（知的障がいに関わる地域包括事業）

(ケ) 利用料金

基本的に、上限額を基準として、朝昼夕食のそれぞれの単価については、1食当たりの平均単価を基準に決定しています（食材費・調理員の人件費）。但し、朝昼夕食の提供内容の違いにより、夕食は高めの設定、逆に朝食については安価に設定します。水光熱費については、食事代を抜いた上限額の範囲内で設定します。尚、前年の所得に応じて補足給付による減免があります（低所得の方は、25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます）。

上記内容は、運営規定に明示し、重要事項説明書にて理解と承諾を得た上で、施設利用をして

いただきます。

(コ) ちいきせいかついこう とりくみ
 〈地域生活移行の取組〉

	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度
りようしやすう 利用者数 <small>かくねんどとうしよ</small> (各年度当初) A	53	60	60	60	60
いこうしやすう 移行者数 B	1～2	10	10	10	10
想定 移行 先 <small>そうてい いこう さき</small>	GH				
		1～2	8	8	8
	单身生活		1	1	1
家庭復帰		1	1	1	1
しんきにゆうしよしやすう 新規入所者数 C	8～9	10	10	10	10
りようしやすう 利用者数 <small>かくねんどまつ</small> (各年度末) A-B+C	60	60	60	60	60
びこう 備考					

4 事故防止等安全管理

(5) 日常時の安全管理

(ア) 日常支援における利用者の安全確保とリスクマネジメント

- ①各リーダーを中心としたユニット会議の開催します（月に1回）。
→ヒヤリハット（インシデント）報告書を率先してユニット内で上げます。
→ユニット会議で前月分を検証し改善策を決めていきます。

②事故防止委員会の開催（月に1回）

- 各ユニットから参加した委員が自ユニットの報告します。
- 全ユニットで起った報告を類型化します。
- 次回までに各ユニットで話し合う課題まとめます。
- ①のユニット会議へと・・・この流れを繰り返します。

(イ) ウィルスなど感染拡大防止の取組について ※別紙10参照

- ①保健衛生委員会で感染防止対策及び対応について確認します（月に1回）。
- ②各ユニット会議で感染防止対策及び対応について確認します。
- ③「感染症BCP（事業継続計画）」を作成し有事に備えます。

(6) 緊急時の対応

(ア) 事故・不祥事等発生時の対応 ※別紙11参照

- 「県立障害福祉施設における利用者の事故報告取り扱い要領」に沿って対応します。
- ①事故発生時は安全確保を最優先とします。
 - ②病院等と連携し、ご家族、神奈川県担当窓口へ連絡・報告します。
職員による不適切な行為が疑われる場合は、当該職員に自宅待機を命じます。
 - ③事実関係を明らかにし各種法令に則り関係機関と協力し適切に対応します。

＜誤嚥、転倒、交通事故、その他で通院・入院が必要となるもの、行方不明＞

① 芹が谷やまゆり園運営員会運営委員長に報告・同時にご家族等に報告

② 神奈川県福祉子どもみらい局、横浜市健康福祉局、各市区町村、福祉センターへ報告

③ 施設長より運営委員長、更に代表法人と共同運営法人各理事長へ事故報告書決裁を取る

④ 事故報告書及び通院報告書等を②へ提出

＜重大な事故＞

迅速に以下の通り対応します。

① 処置・対応 ② 家族、関係機関へ連絡 ③ 事故原因の追究分析 ④ 文書による記録・報告

※④の留意点； 発生時の状況と処置対策の状況を適切に報告します。

尚、重大な事故については、基本的に救急対応時に、行政、警察署他関係機関にその場で通報します。

＜不祥事発生時＞

① 不祥事の初動対応

施設長は、次の事項が発生した場合は法令遵守の緊急事態として対応します。

- ・ 法令等に対する違反が判明したとき
- ・ 法令等に対する違反のおそれがあると判断したとき
- ・ その他法令等に対する違反が生じようとしていると判断したとき

② 不祥事の特定

施設長は、以下の事項を通じ、法令遵守違反等に関わる緊急事態の有無を把握、察知する

とともに、速やかに当該緊急事態の全容を特定します。

- ・ 職員からの連絡、通報
- ・ 利用者からの相談、苦情
- ・ 外部からの通報、苦情
- ・ 必要に応じた取引先からの報告の徴収 又は調査

③ 実態把握と応急 処置

不祥事に該当する事項を発見した者は、実態を把握し、施設長と連絡を取り応急 処置を行います。

- ・ 前項において、発見者は、自らの判断において対応してはならない。
- ・ 施設長 は、緊急 事態に該当する報告を受けた場合は、その内容を確認した上で、速やかに 芹が谷やまゆり運営委員に報告します。

④ 検証 委員会の設置

芹が谷やまゆり運営委員長は、不祥事の報告を受けた場合は、自らを委員長とする検証 委員会を法人内に設置し、下記の事項について、対応方法等を協議し、実施します。

- ・ 緊急 事態の把握及び原因の究明
- ・ 初期対応及び関係者への指示
- ・ 関係機関への報告

⑤ 関係機関への報告、一般への公表

検証 委員会は、緊急 事態の事実関係、発生原因及び対応策について、次の事項を各所管の 行政 機関に報告を行います。

- ・ 法令違反等の概要
 - ・ 当該法令違反等の発見以降についての対応の経緯と対応内容の詳細
 - ・ 当該法令違反等が発生した原因
 - ・ 当該法令違反等の影響を最低限にするための措置の実施 状況
 - ・ 関係者に対する処分等の 状 況
 - ・ その他、特記事項
- 検証 委員会は、法令違反の再発防止を目的として、上記のうち必要な事項を一般に公表します。

⑥ 再発防止策

検証 委員会は、施設長 に対して、法令違反等の再発を防止するための是正・予防措置の 実施を指示する。施設長 は、是正処置及び予防処置を実施します。

⑦その他対応

- ・臨時^{りんじせり}が谷^ややまゆり^{えんうんえいいんかい}園運営委員会を開催
- ・臨時^{りんじりじかい}理事会を開催
- ・臨時^{りんじしょくいんかいぎかいさい}職員会議開催を開催
- ・臨時^{りんじほごしゃかい}保護者会^{かいさい}を開催して報告^{ほうこく}
- ・ホームページに^{じじつ}事実の^{かくにん}確認と^{けんしやう}検証^おを行った^こ結果^{けつ}及び^お施設の^お態度^{たいど}を^{めい}明確^{かく}にした^{ほうこく}報告^{けいさい}を掲載
- ・^{けんしやういんかい}検証委員会^{けつ}の結果^{もと}に基づき^{だいひやうほうじんりじちやう}、代表^{たいしやうしや}法人^{たいお}理事長^{うけつてい}が^{たい}対象^{たい}者^{うけつてい}への^{たい}対応^{うけつてい}決定
- ・^{すべ}全て^{ぎやうせいきかんとう}において^し行政^じ機関^じ等^{したが}の^{じけん}指示^{ぼあい}に従^{けい}い^{きつ}、事件^{ちやう}と^さされた^き場合^きは^き警察^きの^き調査^きに^き協力^き
- ・^{しやかいふくしほうじんどうあい}社会福祉法人^{かい}同愛^{かい}会^{かい}統括^{かい}所^{かい}長^{かい}会議^{かい}において^{ない}内容^{かい}と^{かい}改善^{かい}について^{しゅう}周知^{ちゅう}徹底^{てい}
- ・^{しやかいふくしほうじんしらねがく}社会福祉法人^{えん}白根^{えん}学園^{えん} 学園^{えん}運営^{えん}会議^{えん}において^{ない}内容^{かい}と^{かい}改善^{かい}について^{しゅう}周知^{ちゅう}徹底^{てい}

(イ) 災害発生時の対応

災害^{さいがい}時には^じ、施設^{しせつ}長^{ちやう}が^{さい}災害^{さい}対策^{たいさく}本^{ほん}部^ぶ長^{ちやう}として^{さい}災害^{さい}対策^{たいさく}本^{ほん}部^ぶを^た立ち^あ上げ^{せり}、^やが^や谷^やや^まゆり^り園^{えん}運^{えん}営^{えん}委^{えん}員^{えん}会^{かい}と^{れん}連^{れん}携^{けい}し^{えん}、^{えん}園^{えん}内^{えん}各^{えん}部^{えん}署^{えん}の^じ情^じ報^じ収^じ集^じと^し指^し示^じに^{たい}あ^こたり^こ、^{たい}対^こ策^こを^こ講^こじ^こます。

施設^{しせつ}長^{ちやう}不^ふ在^{ざい}時^じは^じ次^じ席^{せき}が^{だい}代^{だい}行^{ぎやう}し^ます。夜^や間^{かん}の^か火^か災^{さい}等^{とう}の^ば場^{あい}合^{あい}に^{きん}は^{りん}、^{きん}近^{きん}隣^{りん}住^{じゅう}民^{みん}の^き協^き力^{りょく}が^か欠^かか^かせ^かない^かため^か、^ひ日^ひ頃^ごから^ひ避^ひ難^{なん}訓^{くん}練^{れん}等^{とう}に^{さん}も^か参^{さん}加^かして^ちい^ちた^いだ^いけ^いる^いよう^い、^ち地^ち域^いの^ち町^ち内^{ない}会^{かい}、^{みん}民^{せい}生^{せい}委^{せい}員^{いん}等^{とう}と^{てい}丁^{てい}寧^{ねい}な^{いん}コ^{いん}ミュ^{いん}ニ^いケ^いー^いシ^いョ^いン^いと^{れん}連^{れん}携^{けい}体^{たい}制^{せい}を^{こう}構^{こう}築^{ちく}し^{ちく}ます。

自然^{しぜん}災^{さい}害^{がい}の^ば場^{あい}合^{あい}に^しは^し、^しマ^しニ^しュ^しャ^しル^しに^{さん}従^じい^{しん}職^{しん}員^{しゅう}を^り参^り集^{じゅう}し^り、^り利^り用^り者^{しや}の^{あん}安^{ぜん}全^{かん}を^{かく}確^{かく}保^ほし^た上^うで^{きん}近^{きん}隣^{りん}の^び病^び院^{いん}や^{ちやう}町^{ちやう}内^{ない}会^{かい}等^{とう}と^{みつ}密^{みつ}接^{せつ}に^{れん}連^{れん}携^{けい}し^ふ「^ふ福^ふ祉^し避^ひ難^{なん}所^{じょ}」^きと^はして^きの^き機^き能^{のう}を^は果^はた^はして^まい^りま^いす。

(ウ) 安全管理の妨げになりうる事案

緊^{きん}急^{きゅう}案^{あん}件^{けん}と^とら^ええ^え、^き基^き本^{ほん}は^まず^ま警^{けい}察^{さつ}対^{たい}応^{おう}、^ひ非^ひ常^{じょう}バ^バルの^{かつ}活^{かつ}用^{よう}。その^う上^えで^{せり}が^や谷^やや^まゆり^り園^{えん}運^{えん}営^{えん}委^{えん}員^{えん}会^{かい}や^{かな}神^{しん}奈^な川^{がわ}県^{けん}、^{よこ}横^{よこ}浜^{はま}市^しへ^{ほう}報^{こく}告^{こく}し^き、^き共^き同^{どう}運^{えん}営^{りょう}両^{りょう}法^{ほう}人^{じん}で^{たい}対^{たい}応^{おう}して^いき^ます。

5 地域と連携した魅力ある施設づくり

(7) 地域の拠点施設としての考え方

医^い療^{りょう}機^き関^{かん}を^{へい}併^{せい}設^{せつ}して^いる^こと^から^{きん}、^{きん}近^{りん}隣^{りん}の^{けん}県^{りん}立^つ精^{せい}神^{しん}医^い療^{りょう}セ^{せん}タ^たー^いと^{れん}も^{れん}連^{けい}携^{けい}し^{とう}、^{とう}当^じ事^じ者^{しゃ}で[、]

行動面で生き難さがある方々に、生活面のアセスメントだけでなく、医療面も並行した丁寧なアプローチを行います。

職員が当事者と共に考えていく支援力と専門性を身に付け、組織全体の支援力の向上を目指します。「芹が谷やまゆり園」が、神奈川県の特設施設として機能するよう、神奈川県知的障害施設団体連合会、横浜知的障害関連施設協議会の各施設と協力し、2～3年のスパンで職員の派遣や受け入れを行いながら、神奈川県内の施設全体の支援力の向上にも貢献できるよう努めます。日中活動は、芹が谷やまゆり園の当事者は近隣の他法人が運営する日中活動事業所に通える選択肢を増やし、逆に外部の当事者が、芹が谷やまゆり園に通うことができるよう、活動内容を工夫し魅力あるものにします。

地域の福祉ニーズをリサーチし、応えるために県立精神医療センターのデイサービス、県立こども医療センターや県立南養護学校等と連携できるような日中活動、余暇活動等を組み立てます。また、利用者の作品を販売するだけでなく、日中活動の一環として地域の方の「たまり場」になることを目指し、製菓作業と並行した喫茶店の運営などを当事者と一緒に検討します。

防災面では、港南区と福祉避難所としての協定を締結し、災害時には地域の要支援者を受け入れる準備をします。

(8) 地域貢献

(ア) 積極的な地域交流について

社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園は住宅地の中にあり、利用者が日常的に近隣のコンビニエンスストアやスーパーに買い物に行くことは「あたり前のこと」として実践してきました。

芹が谷やまゆり園の近隣地域でも、当事者と職員が、日常的に一生活者として街の中に住み、地域の方々と協力関係を築き、施設を有効活用してもらえるよう、施設の外に出て顔の見える関係を作っていきたいと考えます。

県立こども医療センターと県立精神医療センターは県立芹が谷やまゆり園を挟んで隣り合っています。精神医療センターからバス通りには細い車の通りの多い幹線道路の

坂道を上り下りする必要があります。こども医療センターには日中バス便もあります。現在フェンスで区切られ、ごく一部の人が静かに敷地内を横断している程度のため、今より、「開放的で人の流れのある施設」となれば、日常的な地域の方々の往来そのものが、当事者の活動へと広がります。そして、地域の方々の「声・想い」を聴きながら、一緒に「芹が谷やまゆり園」を創っていく過程も地域交流と考えています。「多目的ホール」「交流ゾーン」など設備の有効活用や連携した取り組みをしていきます。また、港南区の社会福祉協議会、地元ケアプラザとの情報交換や交流、町内会のイベント参加を通して地域に根ざした施設運営をします。

(イ) ボランティアや研修、見学等の受け入れについて

今回の「グループ申請」の趣旨は「支援関係を開いていく」「取組を共有していく」ことを掲げています。ボランティア、見学者等の受け入れは、当事者と相談しながら、進めていきます。

(ウ) 地元企業への業務委託等について

これからまでの芹が谷やまゆり園は地元業者の迅速な対応や地元企業により、支えられてきました。歴史的背景を引継ぎ、地域に根ざした関わりを継続していきます。

II 管理経費の節減等

6 節減努力等

(9) 節減努力等

○ (年額) 322,800 (千円)

○ (総額) 1,614,000 (千円)

Ⅲ 団体の業務遂行能力

7 人的な能力、執行体制

(10) 執行体制

(ア) 組織体制 ※別紙1参照

① 【芹が谷やまゆり園運営委員会】

常時は6名で月に1回定例開催、その他臨時で開催

社会福祉法人同愛会より 3名 (内法人理事1名)

社会福祉法人白根学園より 3名 (内法人理事1名)

※構成については社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園で協定書作成時に両法人の合議で決めます。

② 【芹が谷やまゆり園経営会議】

月1回 経営に関すること その他臨時で開催

※構成については社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園で協定書作成時に両法人の合議で決めます。

③ 【各会議】

・ 主任会議 (リーダー会議) (月1回)

・ 事務会議 施設長 事務職員

・ 支援会議 リーダー職、サービス管理責任者、医務、栄養士、各入所・日中活動職員

・ 意思決定支援会議 当事者 主任 サービス管理責任者 支援員 外部機関

・ 事例検討会 同愛会基本価値推進委員 ※芹が谷やまゆり園運営委員会で検討

・自治会 (月1回)

当事者は各ユニットより1名ずつ参加。当事者を支える支援力を身に着けたい職員が参加し、当事者をサポートし、ピープルファースト横浜の仲間がオブザーブ参加し、入所している当事者を応援します。ゲストでOP、意思決定支援チームも当事者の許可があれば参加可能にします。 ※常に当事者に意見を聞きながら決めます。

・権利擁護委員会 (月1回) 各ユニット当事者・職員2～3名

・虐待防止委員会 (月1回) 施設長(虐待防止責任者)、
サービス管理責任者(虐待防止マネージャー)
自治会代表等、ピープルファースト横浜等

・事故防止委員会 (月1回) 施設長または芹が谷やまゆり園運営委員、
各ユニットリーダー職

・センター方式委員会 (年6回) 施設長または芹が谷やまゆり園運営委員、
各ユニットリーダー職

・給食委員会 (月1回) 栄養士、看護師
(食べることが大好きな) 各ユニット当事者1名・
各職員1名

・暮らし方検討委員会 (年6回) 自治会、芹が谷やまゆり園運営委員より2名

・保健衛生委員会 (月1回) 看護師、栄養士、
(健康に興味がある) 各ユニット当事者1名
各職員1名

・広報会議 (月1回)

しばらくは運営委員で検討し、段階を経て、当事者、主任、リーダー職、支援員へシフトしていきます。

ご家族を始め、地域、関係機関等に向けての様々な形で情報発信をします。

・防災委員会（月1回）

当事者、施設長、事務、医務、給食、各リーダー等

避難訓練、緊急時職員招集訓練、救急法等研修の企画開催

(イ) サービス管理責任者等職員配置の考え方

障害者総合支援法を理解し、資格に基づき個別支援計画を作成し担当利用者の支援に関わる一連の流れを管理することができる職員を配置します。

(ウ) 職員採用・選考における、当事者視点の反映

①当事者による職員面談を実施しています。加えて、三日間の現場実習試験を通して、協調性や積極性、人権意識などを点数化しています。求職者にとってもミスマッチを事前に防ぐ取組となっています。実習では、複数の職員や当事者が評価しています。

②当事者が、自治会をはじめ様々な委員会、会議に参加することで、日常的に職員との線引きがなくなるように、当事者も職員も共に支えあえる環境を大切にします。

(エ) ハラスメント対策 別紙8参照

上司による職員の体調管理やメンタルヘルスケアなど、日頃から「働き方」に注目しておくことを大切にしています。取組や仕組みとしては、「職員健康診断」「産業医への相談」「満足度調査」「メンタルヘルス相談窓口」「ハラスメント規定」「内部通報制度」などにより、職員が声を上げられる制度や仕組みを設けます。

ただし、こうした仕組みは受け皿であり、相談しやすい人間関係がなければ、形骸化してしまいます。普段から「弱みを見せられる職場づくり」や雰囲気づくりも感情労働・対人援助業務として大切にしています。

(オ) 小規模ユニットケアにおける勤務体制

人員配置基準に照らして適切な配置をします。また、人員数ではないいわゆる「セクショナリズム（自分のユニットのことしか知らない）」に陥らないように、個々の職員の育成及びチーム・組織づくりを大切にしていきます。

(11) 人材育成の考え方 ※別紙12参照

(ア) 職員ケアの視点や当事者目線を意識した研修システム等について

現在白根学園で行っている「人材育成ビジョン」を基に「職員育成計画」を活用した人材育成の仕組みを実施していきます。

「当事者目線の障がい福祉」に基づく支援の実践のあり方について、直接支援の職員に限らず、芹が谷やまゆり園で働くすべての職員一人ひとりが理解し、それぞれの役割に応じて実践に落とし込むことができるよう、ソーシャルワークの理念を基に様々な分野にまたがる研修を、重層的に実施していきます。

職員一人ひとりに「育成計画」を作成し、職員個々の特性に応じた丁寧な人材育成を1年目から実施していきます。研修の方法については、講義形式だけによるのではなく、アクティブラーニング方式を採り入れながら、直接対面、オンライン等その時々で実施可能な手法で、階層別、年数別、業務内容、職種別等様々なグループに分けて実施します。

内容については、理念系、知識系、技術系、コミュニケーションやチームワークソーシャルスキル等一般科目系、その時々々の組織や当事者の状況に合わせ、幅広い分野にまたがる内容を組み合わせながら実施していきます。また変則勤務等で出席できなかった、ということが無いよう、同じ内容で複数回実施し、すべての職員が同じ研修に参加できるようにします。

⇒具体的な進め方(講師を誰に、何を一番知りたいか、具体的なテーマ等)は、プロジェクトチームなどを職場内に作り、職員が「自分たちで考えて創っていく」という流れを大切にします。時には当事者を講師に招くことをしていきます。

組織としての研修体制を補完するものとして、職員一人ひとりが理念や研修内容について理解を深め有機的に統合されながら実践に結び付けられる様、日常の何気ない業務の中で、管理職等と一緒に振り返ったり掘り下げて考えたりしながら、当事者目線の支援の

実践にどのように紐づけられ、意味づけられていくのか、日頃から職員との対話を重視し、職員任せにしないようにします。

当事者にとっても職員にとっても「当たり前」の生活を大切にするために、職員は専門性と同時に、「生活の主体者」としての感覚を大切にし、「一人ひとりの当たり前」について考え、意見交換しあえるような、職場風土の醸成に努めます。

⇒お互いに顔の見える関係性が構築できるようにスタッフルーム他職員の普段の居場所やミーティング、会議実施方法等の検討をします。

(イ) 外部研修や資格取得の時間的・経済的配慮について

社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園の規定等で資格取得や研修に係る費用について決められており、特に資格取得については様々な助成制度が整っており、毎年複数の職員が制度を利用し資格取得を目指しています。

芹が谷やまゆり園でも研修に係る費用を一人あたり約6万円を計上しており、資格取得等に向けてバックアップしていきます。

(ウ) 地域の民間施設のバックアップ及び人材育成アプローチについて

地域の拠点として、近隣施設と協力し、それぞれの人材の育成が盛んに行われるよう努めます。

8 財政的な能力

(12) 財務状況

社会福祉法人会計基準並びに法人経理規程及び組織・職務権限規程等に則り、会計責任者を置き決裁権者の決裁を得たものに限り出納する定めとするなどして、日々の出納業務において内部牽制が働く体制を敷いています。また内部監査室は各拠点対象に内部監査を実施し、現預金の取り扱いを含む会計処理が適正に行われているかを確認しています。さらに外部公認会計士により期中・期末監査が実施され、内部統制の検証を受けるほか、法人本部や施設への往査を通じて固定資産や現預金の実査や各種書類の点検等の監査が行われています。

れいねん けっさんき かんじかんさ かいけいかんさ かいけいしより てきせい むねひょうか
例年の決算期の監事監査・会計監査においてはいずれも会計処理が適正である旨評価されてい
ます。

きほんざいさん うんようざいさん とち たてもの しゃかいふくしじぎょうおよ しゃかいふくしじぎょう ふたい
基本財産ないし運用財産については、土地や建物は社会福祉事業及び社会福祉事業に付帯す
る用途に供しており、現金は確実な金融機関に預け入れ保管しています。

れいわ ねんどまつ かりいれきん けいさんしよるい たい ちゆうき べっし ① とお けん ざんだか
令和2年度末の借入金は「計算書類に対する注記 別紙3 (①)」の通り7件であって残高
ごうけい 383,566,823円です。いずれも設備投資借入金であり償還約定表に従い遅滞なく
へんさいちゆう へんさいきげん ねんどちゆう けん ねんどちゆう けん ねんどちゆう
返済中です。返済期限は2029年度中が4件、2039年度中が2件、2061年度中が
1件となっています。

9 コンプライアンス、^{しゃかいこうけん}社会貢献

(13) コンプライアンス

(ア) しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう ほうれいじゆんしゆ べっし さんしやう
障害者虐待防止法 法令遵守 別紙6 参照

こうせいろうどうしやう れいわ ねん しょうがいしゃふくししせつとう しょうがいしゃぎやくたい ぼうし たいおう てび
厚生労働省が令和2年に【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】
を示しました。障がいの有無に関わらない多様な生き方を前提とした共生社会の実現を目指
すには、「障がい者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障が
いの有無によって少しも変わることはないという当たり前の価値観を社会全体で共有」し、
「障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠である」とす
る理念が示されています。これは、全ての当事者の意思決定支援への実現と表裏一体であり、
しゃかいふくしほうじんどうあいかい ほうじんりねん じんせい さんざい しえん えんじよ しゃかいふくしほうじんしらね
社会福祉法人同愛会の法人理念である「人生（存在）への支援・援助」と、社会福祉法人白根
がくえん ほうじんりねん ちしき しんこう あい もつ だいいち
学園の法人理念である「知識より信仰より愛を以て第一となす」そのものともいえます。

とく とうじしゃ なか ことば ひようげん ながて
特に当事者の中には言葉で表現することが苦手であるなど「さまざまな生きがたさ」を
せ お かたがた しゃかい しょう ふくし ぎょうかい こうどうしょうがい い ことば つく
背負っている方々がいます。社会や障がい福祉の業界は、「行動障害」と言う言葉を作り
ました。「コミュニケーションの失敗を繰り返している辛い状況の人」というだけなの
に・・・

きやうどうらんえい こ さんちやう しょう りゆう
共同運営において、「個」を尊重し、「障がい」を理由にすることなく、あらゆる手段
あきら しえん おこな とうじしゃ しんらいかんけい こうちく どりよく わたし
で諦めない支援を行い、当事者との信頼関係を構築する努力をしていきます。私たちは、

ひとりひとりの当事者の人生という物語の1ページ、1ページをつくる援助に従事します。そのためにも、私たち全ての職員が、当事者に対して表面的ではない、嘘のない日常支援にあたる必要があります。具体的には以下の委員会等を行い虐待防止に努めます。

①社会福祉法人同愛会「障害者虐待防止及び身体拘束の適正化に関する指針」と社会福祉法人白根学園「白根学園身体拘束適正化に関する指針」に則り、当事者支援を行うことを運営方針とします。

②虐待防止委員会を開催します。尚、必ず当事者が中心となるように職員が共に参加します。

③事例検討会の定期開催

(イ) 指定管理者制度 法令遵守

法令遵守については、内部監査の実施により、内部監査担当が、サービス管理責任者等に対して、チェックし必要となる改善指導を行います。

①個別支援計画に沿った支援が適切に行われているか

②定期的なモニタリングと継続・見直しの確認を行っているか

③身体拘束を0にするための支援工夫を行っているか等

④掲示物は適切にされているか

(ウ) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮

障害者差別解消法の目的は、「障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きること」。

社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえて、これまでも当事者運動を陰で支え、当事者に信頼される「職員」と「利用者」を越えた共に生きる「人」と「人」になりたい為の実践を行っています。当事者との間のバリアがなくなる程、職員は自由になります。多くの職員が逆に利用者（当事者）に支えられています。その結果、利用者（当事者）も支えられています。

(エ) 手話言語条例への対応

社会福祉法人同愛会と社会福祉法人白根学園にいる手話が行える職員を出向配置することが可能であり、当事者家族に手話講師資格者も多数いることから、多様なアプローチが可能です。

(オ) 社会貢献活動とSDGsの取り組み

<はじめに>

わたしたちは、法人設立より障がい福祉の目的の一つは、社会を創ること、地域社会における課題の解決を図り誰もが暮らしやすい地域づくりを目指してきました。公益性の高い福祉法人だからこそ出来ることを具体的に実践していくことを重要と考えました。SDGsの掲げた17のゴールはわたしたちが歩んできた道のり、目指す姿と重なりあうものです。また障害者権利条約の核となる33の条項は、障がい当事者の暮らし全般にわたるものです。そのことは、SDGsが掲げる17のゴールとの全てとつながりがあります。

障がいのある人たちの権利擁護や基本的な権利を獲得すること、共生社会の実現をSDGsは、障害者権利条約を県民が理解を出来やすい形に表現をしている事で実効性を高めています。障害者権利条約と宣言も同様に重なっておりSDGsの推進をすることは当然の責務だと考えています。



・県立の入所施設では暮らしへの制限があり、当事者が仕事や学ぶ場への参加する機会がありません。

・すべての入所する当事者に、仕事への機会や学ぶ場への参加へ繋げる為に、施設の中(居室施設・身体拘束・目的のない過ごし方)でなく、多くの人との関り、多様な活動の場を提供します。仕事への機会や学ぶ場へと平等な参加が可能な暮らしを実現します。具体的には、職住分離をし、活動先で仲間との関りや協力することで、目標を達成したり、信頼し合ったりすることで、自己肯定感を高めて、意欲的な活動へつながることを目指し、豊かな暮らしを実現します。私たちと当事者は、入所施設から地域移行へとつながる道のりを共に歩みます。



・誰でも、医療を受けることができ、健康な生活をおくれる社会にする。

・障がいがあることを理由に、医療機関から断られ、医療を受けることが困難な当事者が存在しています。

・芹が谷やまゆり園は、県立子ども医療センターと隣接しています。子ども医療センターには、神奈川県内はもとより、全国の医療を必要としている当事者がいます。しかし、家から県立子ども医療センターへ通うことができず、受診を断念している当事者がいます。芹が谷やまゆり園の短期入所機能を活かすことで、県立子ども医療センターへの通院治療が可能となるよう支援します。また、県立精神医療センターと連携することで、当事者が、医療を受けられるように支援し健康な暮らしを実現します。障がいや理由として医療が受けられない当事者を芹が谷やまゆり園が医療との懸け橋となり、医療難民にせず、安心な社会を実現します。

・コロナ禍で、クラスター発生時には施設内で陽性となった当事者を施設内で職員と診療所の嘱託医と看護師が協力して定期回診を行い、当事者や家族の安心安全な居場所を施設内に作ります。

・コロナ感染症から当事者を守る取り組み。

・重症化率が高いと言われた当事者の感染リスクを低下させるため、優先順位が高いワクチン接種を推進させる予定でした。実際には、国は当事者より施設職員を優先的にワクチン接種を進めました。私たちは入所施設とは当事者と職員が一体となって暮らし（仕事や活動など含む）をしている場所と考えています。だからこそ、当事者と職員のどちらかだけがワクチン接種することでなく、当事者と職員が一緒にワクチン接種することで、適切な集団免疫を獲得し、クラスターを防ぐことを目的としたワクチン接種を実行しました。その数は地域の当事者も含めて1,400人（R3.6～7に実施）のワクチン接種を実現しました。

また、オミクロン株が猛威を振るったR4年1月には、地域で医療に結びつかないコロナ陽性の当事者をてらん広場で11名受入れ、適切な療養を支援しました。11名に対し、医師の回診も実施して医療難民になることなく、安心安全な場所を創り出しました。この取り

く にゆうしょせつ やくわり せり や えん じっし
組みこそ入所施設の役割であり、芹が谷やまゆり園でも実施します。



- ・当事者が冠婚葬祭や選挙に参加する機会が確保される、不平等のない社会にします。
- ・津久井やまゆり園事件で亡くなった方に対して神奈川県とかながわ共同会が共催で実施した追悼集會に、当事者が一部しか参加していません。

冠婚葬祭に参加することがノーマライゼーションです。冠婚葬祭に参加をすることは、人ととの繋がりを意味することです。てらん広場では冠婚葬祭に参加することは当然の権利として支援しています。時には、当事者が喪主となることもあります。

当事者には心があります。大切な人や仲間の事を祝福したり、悲しんだり、怒ったり、慰め合ったりします。当事者の心が傷つく時もあります。その時に、傷を癒す存在が仲間たちとの繋がりであります。その繋がりの場を確認するのが、冠婚葬祭への参加です。冠婚葬祭の参加の仕方が人生の豊かさを表します。この権利は誰に対しても平等でなければなりません。一人ひとりがどのように生きてきたかという大切な権利を私たちは守り、当事者の尊厳を尊重します。

私たちの事は自分で決めることができます。その象徴が選挙です。県立施設の当事者も選挙へ行き、自分で決めるという権利を行使できるよう支援していきます。



- ・芹が谷やまゆり園の入所施設が行政・地域組織・地域住民と連携し、誰もが活躍できる場所と、安心して暮らせる地域を創り出します。

・芹が谷やまゆり園の入所施設で暮らす当事者も職員も地域の大切な人材です。

・てらん広場の近隣の団地では、高齢化率が50%を超えています。そこでは、階段を上り下りしてゴミ集積所まで出しに行くことが困難な独居家庭の高齢者がいます。その独居家庭の高齢者に対しての見守り事業があります。この事業は横浜市資源循環局と連携することで、

ちいき あんぜん く しえん しえん つくい えん
地域で安全に暮らせるように支援しています。その支援しているのが、津久井やまゆり園で
ちょうじかんこうぞく とうじしゃ とうじしゃ しえん ひと たちば しえん ひと
長時間拘束されていた当事者です。当事者が「支援される人」という立場から「支援する人」
へんか しえんしゃ とうじしゃ かのうせい ついきゅう ぎょうせい ちょうないかい ちいきじゅうみん れんけい
へ変化しました。支援者が当事者の可能性を追求し、行政・町内会・地域住民と連携し
かだい きょうゆう う まれた しくみ です。この仕組みで出来上がった地域の中で、当事者
ちいきじゅうみん ささ ささ あ たいとう かんけい たが く らし ちた
と地域住民が支え支え合う対等な関係がお互いの暮らしを豊かにしています。支え支え合う
ということ、認め合うということになり、共生社会を実現させることとなっています。

しゃかいこうけんかつどう <社会貢献活動>

- とうじしゃ つく しょくじ とうじしゃ はいしょく とお みまも しえん じっし
当事者が作った食事を当事者が配食を通して、見守り支援を実施しています。
- とうじしゃ しょうてんがい きょうどう か ものしえん とお みまも しえん じっし
当事者が商店街と共同し、お買い物支援を通した見守り支援を実施しています。
- こうけいしゃもんだい かいけつ のうふくれんけい のうぎょう ふくし じっし
後継者問題を解決するべく農福連携（農業と福祉）を実施しています。
- とうじしゃ さとやま ほぜんかつどう じっし
当事者が里山の保全活動を実施しています。
- とうじしゃ しょく とお ちいきじゅうみん つど ぼ けんこう いじ しょくどう うんえい
当事者が食を通して地域住民の集いの場と健康が維持できる食堂を運営しています。
- とうじしゃ しゅたい きぎょう れんけい かつどう おこな
当事者が主体となり、企業と連携したりサイクル活動を行っています。
- とうじしゃ ぶんかかつどう せつきよくてき さんか かつどう すいしん
当事者がスポーツや文化活動に積極的に参加できるサークル活動を推進しています。
- とうじしゃ ちいき かた じしゅせいひん さくせい づく きょうしつ とお しょう ふくし けいはつかつどう
当事者が地域の方たちと自主製品の作成やパン作り教室を通して障がい福祉の啓発活動
こうけん
に貢献しています。
- とうじしゃ ちいき きょうどう まつ とお ちいきかつせいか こうけん
当事者が地域と共同して祭りを通して地域活性化に貢献しています。

ほうていこようりつ たっせいじょうきょう
 (エ) 法定雇用率の達成状況

(1) 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

ア 障がい者雇用状況（令和3年6月1日現在）※1

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障がい者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)
1303.5人(同愛会)	95.0人(同愛会)	7.29%(同愛会)	法定雇用率達成
445.5人(白根)	11.5人(白根)	2.58%(白根)	

※1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、障害者雇用促進法）という。）に基づき、厚生労働省に報告している令和3年6月1日現在の障がい者雇用状況を記載してください。報告義務のない法人については、(A)、(B)を記載してください。

算定方法については、厚生労働省に報告する障害者雇用状況報告書の記載要領を確認してください。

※2 法定雇用率については厚生労働省のHPを参照してください。

(参考) 国のガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html

イ 未達成の場合の今後の対応

ウ 障害者雇用促進法に基づく国（事業所を所管する公共職業安定所長）からの障がい者雇入れ計画作成命令の有無

有（計画作成命令を受けた後の対応について：）

無

(2) 障がい者雇用促進の考え方と実績（代表法人）

法人として、次の2つの方策により、法人内のグループホーム利用者をはじめとする、できるだけ多くの障害者に対して、安定した労働と生活費の確保に務め、仕事を通じてQOLを高めていただけるよう、雇用を進めています。

① 法人内に複数の就労継続A型事業所を設置し、65名を雇用しています

② A型事業所以外の各事業所においては、対障害者のサービス提供であるがため当事者である障害者を雇うにくい側面があることは否定できませんが、事務作業・清掃・洗濯等々の側面支援において、身体・知的・精神の各障害をお持ちであっても持てる力を十分に発揮して活躍できるような仕事の間をできる限り提供しています。

なお、A型事業所を設置しているため雇用率が上記の高い数字になっていますが、A型利用者を除いても2.3%の法定雇用率を達成しています。将来的にもこの数字をさらに高め、障害福祉サービスの提供以外のシーンでも当事者が活躍できる場をさらに増やすべく努力を重ねています。

(14) 事故・不祥事の説明責任（外部への情報発信）

(ア) 事故や不祥事が発生した場合の報告と公表の基準

事故についてはインシデントレベルのものから、重大なもの、怪我や行方不明による
検索、交通事故まで幅広く、不祥事も職員間のことから、当事者間のこと、職員と
当事者間のことまで様々です。従って公表の基準は、行政機関等に報告が義務となる
中でも大きな事故、且つ、命にかかわる重大な事故、また命にかかわらなくとも障
い福祉全体に影響を及ぼしかねない事故、あるいは社会的に公表することを当事者
(被害者)等が望む場合とします。不祥事についての公表基準は、法律に触れる可能性
があるもの、社会的に公表することを当事者(被害者)等が望む場合とします。

(イ) 個人情報保護

施設を利用される当事者、職員含め、多くの個人情報を扱うことから、情報漏洩が
生じないように、細心の注意を払って取扱いします。特にデータ化されるものについては、
セキュリティ強化と最新のウィルスソフトで対応します。

全ての施設職員が個人情報保護規定を遵守し、個人情報保護についての研修を実施
します。

- ① 職員・・・・・・・・ 個人情報保護規定によります ※別紙13参照
- ② 利用当事者・・・ 以下の場合以外は原則使用しません ※別紙14参照

○医療機関を利用する場合

○両法人以外の法人・事業所を利用する場合で同事業所管理者が必要とした場合

○緊急時の検索その他、警察等への情報提供が必要な場合

○行政が提出を求めた場合（行政手続きに関する場合）

○怪我又は死亡により保険会社から請求に必要な資料請求があった場合

1 1 これまでの実績^{じっせき}

(15) これまでの管理運営状況等^{かんりうんえいじょうきょうとう}

社会福祉法人同愛会及び社会福祉法人白根学園の地域移行者数は約800人です。

但し、共同運営法人である白根学園の場合は、グループホームが制度化する前の地域移行者数は含んでいない為、含めた場合は更に100人前後増え、合計で900人となると推察します。また、入所施設やグループホームから一人暮らしや結婚生活を営む当事者への支援を行っています。

尚、地域移行した当事者への支援は、生活支援員及び世話人、夜間従事者のみならず、多くの支援者（居宅支援、重度訪問介護、自立生活アシスタント、ピアカウンセラー、多数の相談支援等）が関わることで、頼れる人や安心できる場所が広がり、当事者の望みに沿った地域生活が実現出来ています。結果として、何よりも、地域生活の中で、当事者同士の関わりが広がり、仲間意識がより芽生え、一緒に笑い、悲しみ、怒り、ときには支え合う日常を送ることで豊かな人生となっています。

(ア) 代表法人 社会福祉法人同愛会

※令和4年3月1日現在

<地域実績>

グループホーム数：84箇所

<入所施設実績>

開所：平成4年

定員：70人（短期入所利用：5568人／年 15.3人／日）

地域移行：300人（29年間）

区分：5.9 ※新法以降

強度行動障害：95%（入所時）

平均年齢：29歳（開所時34歳）

平均在籍期間：5.5年

(イ) 共同運営法人 社会福祉法人白根学園

※令和4年3月1日現在

<地域実績>

グループホーム数；50箇所

<入所施設実績>

開所：昭和35年

地域移行：500人以上（62年間）

区分：5.4 ※新法以降